

# 株価指数オプション取引の表示と偶発債務の論理

藤 本 孝一郎

## 1. はじめに

オプションとは、一定数量の金融商品等を、将来の一定期間または一定日に、一定の価格で購入または売却する権利を譲渡する契約をいう。ところが特に売建てオプションの場合には、多額の含み損失が生じている場合がありうるが我が国の現行制度会計上では、原則としてオフ・バランスに潜む含み損に関して有価証券の時価情報としての注記としての開示が考えられているのみである。また実務ではオプション取引等いわゆる金融派生商品の取扱によって多額の損害を被る事例も多く発生し、このような事態は今後ますます増加することが予想される。このように現在はこのようなリスクに対処する方法や利害関係者に対する情報の開示について多くの問題が生じている。そこで本稿ではオプション取引の会計処理や開示等の具体的問題には立ち入る前に、株価指数オプション取引の例から、その含み損失が生じている場合に係わる会計問題についてとりあげ、偶発債務の会計処理の論理との関連を通じてた表示を中心とする財務会計に対する新しい要請について考察してみた。このことは経済環境が大きく変貌を遂げている現時においてオフ・バランス取引として現れている問題に対する現行制度との関わりを考察する場合の一助となるものと思われる。

## 2. 株価指数オプション取引の処理と問題

### (1) 意義と方法

まず株価指数オプション取引の売り建てオプション契約を例に処理を示しながらその表示の問題を中心に考察する。

#### ① 意義

株価指数オプション取引は、将来の一定の期間内に株価指数を一定の価格（権利行使価格）で、買う権利または売る権利を売買するオプション取引の一種である。またこのとき権利の買手は売

手に対し所定のオプション料が支払われる。オプション取引の中でも株価指数オプション取引は、株式の価格変動リスクへのヘッジ目的や株価指数先物取引等と関連した投機的な目的などで利用される特徴を有している。ヘッジについては、たとえば多種類の株式を保有する企業が、これらの株式の価格の下落による損失をヘッジしながら、同時に価格の上昇による利益を得たい場合に、オプションの買手として利用すること等が考えられる。また買手がオプションを行使した場合は、あらかじめ決められた行使価格で、権利行使時点の株価指数を購入または売却することができる。

現在では株価指数オプションは東京証券取引所で売買される TOPIX オプションや日経 225 オプション等がある。

## ② 発行・購入と決済

ヘッジを目的として利用方法の概略を説明すれば次のようになる。なお手続きなど詳細は省く。多くの種類の投資株式の価格低下による損失をヘッジしたい場合には、株価指数プットオプションを購入する。そして保有株式価格が下落した場合は、プットオプションを行使する場合と、プットオプションを転売する場合の2とおりがある。プットオプションを行使すれば、所定の高い権利行使価格での売りと、より安い市場での取引価格での買い値の差が利益として差金決済される。

また将来株価指数が上昇した場合には、株価指数プットオプションを実行する必要がないため、支払済みのオプション料は損失となるが、ヘッジ対象とした投資株式の価格が上昇しており利益が出る。

このとき買手がオプションを保有しながら権利行使期日を経過すると、当該オプションは買手の権利放棄という形で消滅することになる。

またオプションの決済は、対象がこのような実際に受渡不可能な株価指数であるため、決済時におけるオプション対象の時価と行使価格の差を、当該オプション所定のレートにより現金に換算し、その額の現金（差金）を授受する（差金決済）という方法をとることになる。

以上のようにヘッジの場合の効果が期待できるものであるが、他に株価指数先物の価格の先行き予想による差益を求める投機的目的でも利用されるがここでは説明を省略する。

## (2) 取引と会計処理

現在の株価指数オプション取引の会計上の問題は、従来のプレミアム料金処理の問題から含み損の問題に移りつつあるが、本稿では後者の問題を対象として売建オプションの場合に当該オプションが多額の含み損を生じる可能性を中心にその例を考察する。

「簡単な設例（プットオプションの売却例）」

乙社が2月1日現在15,000円の日経平均株価が、今後上昇する予想をたて、プットオプションを売却し、プレミアム料を受け取ったとする例（手続・条件・数値例は単純化している）

- ・ 1 契約を6月限月で取引するプットオプション

- ・権利行使の価格は18,000円とする
- ・オプション購入者（ホルダー）は、契約時に、1千円のプレミアムを支払った。
- ・取引コストは無視する。

#### 「処 理」

< A：ホルダーの決済日（3月31日）で株式の市場価格が上昇したため、オプションの価値も上昇している場合>

##### －当初認識と測定

1月1日（契約時）：ホルダーの当初認識の仕訳は

（借）現金預金 25千 （貸）前受金（売建オプション） 1千

##### －当初認識以後の測定

3月31日（決済日）：買い手の権利放棄により前受金を利益とする。

（借）前受金（売建オプション） 1千円 （貸）株価指数オプション差益 1千円

< B：株式の市場価値が下落したため、日経平均が14,000円となった買い手により行使された場合>

##### －当初認識と測定

1月1日（契約時）：Aと同様

##### －当初認識以後の測定

3月31日（決済日）：買い手の権利放棄により前受金を利益とする。

（借）前受金（売建オプション） 1千円 （貸）株価指数オプション差益 4千円

株価指数オプション差損 3千円

以上のようなオプションの決済時点と決算日が同一であるならば、それぞれ実現の損益として処理することが可能である。しかしこの期間に違いがある場合には、その時点でのオプション価格の評価（いわゆる公正価値）の問題が生じ、これを会計上でどのように扱うのか問題が生ずる。

### 3. 偶発債務の認識と処理

株価指数オプション売建取引においては、会計上でも潜在的な損失・債務の発生の問題を生ずることになる。本稿ではその会計処理にあたっては、オプションそのものの論点からの問題とは別な観点から現行制度上でとのかかわりをみるために、その債務の偶発性という点で偶発債務との関連を考察する。

偶発債務取引の背景に偶発事象を認める立場からみれば、偶発的な諸事実に関する情報は、複雑な特性を有し、しかも重要性が大きい場合が多く会計情報として特異性をもっている。また現行制度では、偶発事象についての規定が各々存在するが、その意義、規定間の関連、処理・表示

等については明確であるとはいいがたく、明確さを欠くのもその複雑性の所以とされることも多い。さらに会計実践においても経済事件の発生に関して情報開示に関して等様な問題を生ぜしめている。

ここではこのような偶発債務に係わる問題を解決することは別としても、その複雑性を生じせしめる原因の一端の考察を通じて、主に会計情報とリスク情報という視点をとりあげ、オフバランス取引である株価指数オプション取引の処理表示に関する問題をとらえなおしてみることとした。

### (1) 将来情報の論理

偶発債務、偶発損失についての考察をするための基本的視点を、偶発事象からの派生した概念としてとらえることとする。そのためまず偶発事象の概念とその会計情報としての意義について若杉教授の興味深い論究を参考にさせていただきながら考察する。まず会計情報としての偶発債務に関連する諸概念について整理する。そのため財務諸表の持つ会計機能を考察することを出発点とする。

本来財務諸表は、決算として過去に生じた取引事実を利益を中心として集約した資料であり種々の意思決定のための会計情報である。財務会計の基本的な立場はこのようなものであり制度会計はこの点からいわゆる「原価－実現」主義という枠組みを採用している。しかし財務諸表上の情報は、その発生時点からみて全て過去情報といわけではないことはもちろんである。そこには現行の期間損益計算の特性の一つとして将来に関する事実の発生を取り込んだ情報も含まれることになる。若杉教授によればこのような将来情報を事実の生起の状態から2通りを示されている。ここでは偶発債務との関係から、将来発生すると予想される事実でも、その事実を生ぜしめる原因が過去に存在しているような将来情報をとりあげる。通常の財務諸表上の将来情報として計上されるものである。

ところで若杉教授は、このような将来情報の価値を将来発生すると予想される諸事実についての予報性からとらえられておられる。本稿では、偶発債務のとらえかたとしての将来情報として同様の立場をとるものであるが、ここでは特に偶発事象と経営体における経営者の意思との関係から会計情報をとらえてみる。そこでまず、現行制度会計の基本的枠組みを構成する取得（歴史的）原価の特性を考える。

いうまでもなく企業は過去・現在・未来と存続することを前提とするが、経営体そのものは経営者の意思による行動が規定されるということが出来る。そこで企業行動を会計的に表現する財務諸表は、それを構成する情報の発生時点からみて過去の事実を中心とすることを前提としているが、この過去の事実の連続を基礎（積み重ね）に、さらに財務諸表で表現される将来情報が位置づけられる。いわば過去の事実を前提にした将来への期待と会計方針を通じた経営者の将来にわたっての経営体の変化に対する意思の表明ととらえるということも出来る。当然そのような将

来に関する事項に対する判断として偶発事象・偶発債務が位置づけられる。その意味で財務諸表を中心とする会計情報は、原価主義による事実の把握に加えて経営者の将来の状況に対する判断（予報性といってもよい）を示す将来の情報を取り扱わざるを得ず、その点近代会計の特性としていわゆる「記録と慣習と判断の総合的所産」として将来に関係する判断が必然的に含まれることの根拠でもある。

さてこのように将来情報が、過去情報をその内容の大部分とする財務諸表に総合的に集約されることは、過去から未来にわたっての経営体に関する会計情報として示されることに意義を見いだすことができる。このように考えれば意思決定にとってより効果的な利用も可能となる。

## (2) 将来情報と偶発債務

現行制度では、財務諸表の偶発債務の注記について商法計算書類規則第32条・財務諸表規則第58条などの規定があるが、これはこのような将来情報としての意義から偶発債務を財務諸表に計上される必要性からであるものと理解できる。偶発債務が財務諸表に記載され、全体として企業の将来の状況を判断するための予測する情報として機能することで利害関係者の意思決定において効果が期待できるのである。

なおここでは偶発債務を、まだ現実の債務ではないが、将来一定の条件を満たすような事態が生じた場合には、債務となるおそれのあるものととらえる。さらに損益会計との関係からその債務性の定義に注目すれば、企業の行ったある経営活動の結果、将来他者がこれに関連して何らかの行動を選択した場合に、当該企業がその結果として何らかの支払いなどをおこなわなければならない債務を生ずるおそれが、低い確率ながら存在していると予想される場合であるといえることができる。従って将来に対する不確実性を含んでいるものである。

先にみた将来情報の財務諸表における意義を経営者の意思の観点からとらえるならば、将来に対する不確実性に対する判断を含むことになる。このような不確実性を含んだ会計情報は、自ずと単なる過去の事実と異なった配慮が要求されることは当然である。

そこで本稿では次に偶発債務の財務諸表上での表現—すなわち表示—に関する配慮の方法と、さらに選択的ではあるが不確実な点からは同一と考えられる株価の推移を偶発的な事象の一つとして広くとらえることによってオプション取引における会計情報の問題に関する一つのとらえかたについて考察する。

## 4. オプション取引とリスク情報

偶発債務は企業の将来の財政状態および経営成績に重大な影響をおよぼすおそれがあるので、適切な会計処理が要求されるという認識は基本であるが、前述のような将来情報としての偶発債務に対する視点からは、決算期において多額の含み損失が生じている株価指数オプション取引に

についても偶発債務と類似した状態ととらえることができる。そこで表示や会計処理を含めて金融商品の制度的取扱に関する考察に一つの基本的視点を見出すことが可能であると考えられる。ここではいわゆるオンバランス化の問題を直接扱うものではないが必要に応じて触れる。

### (1) オプション取引と注記

財務諸表の表示におけるオプション取引の問題を偶発債務に関する処理との関係で捉え直せば次のような点が。

売り建てられた株価指数オプションで多額の含み損失が存在している場合は、そのリスクの発生の特発的なことからいえば偶発的な債務の発生の可能性について備える必要性は特に大きいと思われる。もちろん重要性の判断を前提とするが偶発債務として将来の損益に影響を与える可能性について経営者の判断が問われている状況であることはいうまでもない。利害関係者としては将来損失をもたらす可能性がある程度予想されるものであれば経営体として対処している状況を財務諸表上の情報として読みとる必要性が強く生じているというべきである。

しかしこのような事象についてはオフバランス化されている現行制度の下では単なる注記による表示による情報になる。これは先物・オプション取引等会計基準における有価証券の時価情報の開示による場合を含めて、その注意を利害関係者に喚起する意味を含んでいると思われる。しかし偶発債務との類似性を考えれば、このような売建てオプション契約については、偶発債務の注記の諸規定を援用することも一つの方法と考えられる。この場合はさらにその概要（契約内容や被る債務の限界などを含む）を財務諸表に注記することも考えられる。

### (2) オプション取引の会計処理

現行制度では一部の業種を除けば一般的にオプション取引等についてオンバランス化した資産・負債としての認識は行われていない。いわゆるリスク管理の観点から対照勘定の利用を初め管理会計情報として企業内で対処する各種の技法が利用されるが、財務会計において記録としてオンバランス化した情報を外部に開示するときは制度的制約を考慮せざるをえない現行制度での注記をする方法を基本とせざるをえない。

しかし現代企業は、複雑化・高度化した経済環境の下で多様かつ突発的なリスクに常時さらされており経営者としてその対処の方策が要請されていることは周知のことである。現代会計としてもリスクに関する会計情報は極めて重要なものとなりつつある。そこでこのようなオプション取引は、企業のリスクに関する情報を推測する上で、また現在のオンバランスされた情報がどれだけのリスクに関する影響を受けていることを示す有益な情報であると考えられ、さらに会計処理に関する問題が考えられるが、ここで偶発債務との類似性を出発点として現行制度の枠内での対処の方法について考察してみる。

一つの方法としては決算時点の会計処理の方法としては引当金によることが考えられる。これにより経営者のリスクの判断に関する重要な会計情報として財務諸表上で開示されることになる。

もちろん当該引当金の計上については企業会計原則注解18における引当金の要件を検討することが必要であり、含み損の中でも回復が見込めずオプションについて権利行使されることが確実に損失をこうむる可能性が極めて高いと認められる場合等が該当すると思われる。この場合、契約時点で対照勘定処理を利用した帳簿記録を備えておき、経営内部での管理に資する方法でさらに備えることも考えられる。また公正価格による損益認識という開示の問題があるがここでは立ち入らない。

### (3) 会計情報とリスク表示

制度的な制約を考えればこのようなリスクに関する会計情報のオンバランス化は慎重にならざるをえない。

しかし本来、金融派生商品等オプション取引を行うような企業の状況を考えれば、そのオプション取引目的がヘッジであろうと投機であろうと、常時何らかのリスクについて配慮を必要とされる環境に存在し、そのためオプション取引を行うという状況にあることは否めない。従ってこのような企業の会計の役割には利益計算職能を基礎に、財政状態の把握に大きく関係する危険についての会計情報が併せて開示されることが必要であると考えことは利害関係者にとって重要であると考えことは妥当である。そこからすぐにオンバランス化に至るという論理は採用されるものではないが、このような会計情報には可能な限りリスクに対する経営者の判断を読みとることが可能となるような表示に対するいっそうの工夫とオンバランスへの問題が常に要求されていると考えられる。ここでの記述のもの以外にも確率情報との掲記等今後さらに時価情報の処理も含めて様々な手法の開発が要求されている。

本稿では現在の制度的仕組みの中での処理の方法の一つを考察するものとして、偶発債務の処理・開示の論理で以上の開示に対する補足的運用による主として開示を中心とした方法を考えてみた。それは、偶発債務計上・開示及び現行の引当金計上の論理による将来の不測の事態について対する会計に期待される重要な役割の一つともいえるものであり、または会計職能に対するリスク情報の取り扱いに関する思考についての要請につながるものと考えられる。

## 5. おわりに

### (1) オフバランス取引問題

今後も、いわゆる「金融ハイテク」商品が多く登場することになる。財務会計に関わる一つの立場としては、その処理の方法として個々の金融商品について個別にその処理を特定化する方法よりも、統一的な会計処理および開示の基準を規定すべき方法について答えを用意していることが要求されると考えるべきである。その際は経済的実質に応じた考えを原則的な立場としてまず考察すべきであり、法的形式・実務的判断資料等についてはその後のこととして考えることが

必要である。特に、現在の経済のソフト化・サービス化の進行と金融のグローバル化の進展にともない、金融ハイテク商品は種々の規制をかいめぐり（かえって逆手をとって利用し）多様化・複雑化を呈しつつ次々と登場することが将来にわたって予想され、当然オフ・バランス取引の増大。このような予想のもとではより金融商品を全体として捉えられる思考の立脚点をまとめることが必要になるものと思われる。先物・オプション取引意見書の立場もその前文から同様の立場であることが窺える。

## (2) その他の問題点

さらに経済的実質を重視して考える場合としては、特に当該金融商品の営業・運用目的かヘッジ目的か投資または財務目的かの経営者の意図が重視されなければならない。このことは制度会計上多くの問題を生ぜしめることとなる。

しかし経済的実質を重視することでこそヘッジ会計等の技法の導入が可能になるものである。

また経済的実質を重視するならば実態の開示を要求することになり、資産についての評価に関しての公正価値すなわち時価基準の取扱いにかたについても大きな問題となる。そして時価情報の注記、評価益の処理など、特に営業・運用目的で所有する金融資産について時価評価を要求する立場が最も大きな問題を提供することになる。しかしこれは現行制度会計の立場と基本的に対立することとなることはもちろんである。

## 参考文献

FASB, Statement of Financial Accounting Standards NO.52, Foreign Currency Translation, December 1981, AICPA, Issues Paper, Accounting for Options, March 6, 1986

企業会計審議会第一部会「先物・オプション取引等の会計基準に関する意見書等について」平成2年5月29日

若杉 明「企業会計の論理」国元書房、1981年

武田隆二「オフバランス問題とディスクロージャー」『企業会計』第44巻（1992年1月）

碓氷悟史「注記情報の役割とアカウントビリティー」『企業会計』第45巻（1993年8月）

北村敬子「金融商品の評価と開示」『企業会計』第45巻（1993年8月）

IASC, IAS E 40, Financial Instruments IASC, September 1991（日本公認会計士協会訳『国際会計基準—金融商品（案）』）。

井上良二「株式評価損をめぐる会計問題」『企業会計』第44巻（1991年2月）

新井清光・白鳥庄之助『先物・オプション取引等会計基準詳説』中央計経済社、1990年

大塚宗春「オプション取引会計基準研究委員会設置の背景および報告書の意義・スタンス」『企業会計』第44巻（1992年12月）

白鳥庄之助「会計の対象となるオプション取引」『企業会計』第44巻（1992年12月）

田中建二「金融商品の認識・測定上の問題」『企業会計』第46巻（1994年3月）